

子育て短期支援事業

担当課名 子育て支援課

※下記の点について、ご記入をお願いします。
不足する場合は、別途資料等をご提出願います。

■本市における事業名

ショートステイ事業

■事業の概要

家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等において、必要な保護を行う事業です。

■現計画策定時の確保方策の考え方

ショートステイ事業については、目的に沿った支援内容となる様努めていきます。

■4年間（令和2年～令和5年）の事業実施の経過（推移）と内容

・確保提供量と実利用者数

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①確保提供量	718	718	718	718	718
②実利用者数	147	145	169		
②－①	-571	-573	-549		

・事業の経過

市内で児童養護施設を運営する公益財団法人生長の家社会事業団の委託事業として実施している。安定的な運営体制の構築が難しい事業ではあるが、24 時間、365 日の運営体制を確保し、当日の受入れ、アレルギー児や発達特性のある児童等についても柔軟に受入対応をしている。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響による利用控え等により利用実績は見込みよりも少ない傾向にあった。

■次年度以降の方向性

引き続き事業を継続するとともに、要配慮児童加算等、柔軟な受け入れを安定的に行える体制に向けて委託事業者と協議していく。

ショートステイ（宿泊）とトワイライトステイ（日帰り）の実施場所や運営体制等について検討を進めていく。

ニーズが集中した際や地域的な配慮を要する際に受け入れてもらえるよう、協力家庭にて預かるショートステイについて検討を進める。

見守りが必要な母子等（妊婦を含む）に対して、ショートステイを実施し、育児・家事指導を行うことによりその後の生活支援につなげる母子一体型ショートステイについて検討を進める。

■その他

以上で調査は終了です。
ありがとうございました。